

## 社会保障と法：社会保障と法政策

## 「代理受領方式」と障害福祉・介護サービス事業者の資金調達のあり方

林 健太郎\*

## I はじめに

障害者総合支援法における「介護給付費又は訓練等給付費」や介護保険法における「居宅介護サービス費」については、法律上、市町村（実際には市町村から支払事務の委託を受けた国民健康保険連合会）から指定サービス事業者を支払われることが認められている（障害者総合支援法29条4・5項、介護保険法41条6・7項）。これを「代理受領方式」という<sup>1)</sup>。本号掲載の大阪高判平成27年9月8日金法2034号80頁は、この「代理受領方式」に基づく費用の支払い方法に関して、指定障害福祉サービス事業者及び指定居宅サービス事業者が市町村に対する債権を取得することを否定する判断を下した。本稿では本判決が障害福祉・介護サービス事業者の資金調達にもたらす影響と課題について若干の言及を行いたい。

## II 本判決が障害福祉・介護サービス事業者の資金調達にもたらす影響

医療保険分野では、医療機関等が自らに支払わ

れる診療報酬（典型的には、健保法76条4項・国保法45条4項・高確法70条3項に基づき、保険者から保険医療機関に支払われる「療養の給付に関する費用」に係る債権を債権者に予め譲渡し、それを担保に借入れを行う資金調達手法が古くから用いられてきた。診療報酬債権は、健保法65条に基づく指定を受けた保険医療機関が被保険者に対して療養担当規則に従った内容の「療養の給付」が提供されたことで発生する<sup>2)</sup>。そこで、医療機関に対し融資を行う債権者は、かかる保険診療に基づく診療報酬債権の存在を前提に、未発生の将来債権を含む多数の債権の譲渡を受け、それを担保に融資を行ってきた。この場合、万が一融資先の医療機関等に債務不履行があれば譲り受けた債権を行使して保険者（実際には審査・支払事務の委託を受ける社会保険報酬支払基金あるいは国保連）から金銭を回収し、自らの債権の満足に充てることになる。近年では、こうした手法を用いた資金調達を応用し、信託銀行や特定目的会社（SPC）などが診療報酬債権を譲り受け、当該債権を裏付資産として一般投資家向けの流動化（証券化）商品を発行するというも行われているようである<sup>3)</sup>。さらに、最近では、障害福祉・介護サービス

\* 北星学園大学社会福祉学部 専任講師

<sup>1)</sup> 「代理受領方式」を巡る法律関係については、後掲拙稿「障害者総合支援法上の介護給付費に係る指定サービス事業者の債権の存否」においてやや詳しく論じたので、そちらを参照されたい。

<sup>2)</sup> 個々の診療報酬債権は、医療機関等が法令の定めに従って療養の給付を行った時点において発生する（大阪高判昭和58年5月27日判時1084号25頁参照）。

<sup>3)</sup> 診療報酬債権流動化取引の概要、その具体的なスキーム（流動化商品の種類）については、堀田（2011, pp.154-159）及び橋本（2013, pp.104-109）を参照。こうしたスキームを活用することのメリットとして、信用度の高い債権を裏付けに債権流動化（証券化）を行うことで（通常の金融機関による間接金融によるよりも）低コストでの資金調達が可能となること、診療報酬債権自体の信用力の高さから、医療機関自体の信用度に左右されないこと、バランスシート上の財務体質改善（自己資本比率の向上）効果等が挙げられている（村山（2009, p.392））。もっとも、このようなメリットはさほど大きくない、あるいは一定規模以上の医療機関等に限られるとする見解もある（福永（2006, p.70））。

に係る収益についても、このような手法を活用する可能性が模索されてきた<sup>4)</sup>。

しかしながら、本判決の結論によれば、「代理受領方式」において、指定サービス事業者は市町村及び国保連に対しなら債権を有さず、単に受領を委任されているにとどまるということになる。債権の存在が上記の資金調達手法を活用する前提であることは言うまでもない。また、そもそも、本判決の結論を前提とすれば、障害福祉・介護サービス事業者を債務者とする債権者は、「代理受領方式」に基づきサービス事業者に支払われる金銭について、自らの債権実現のために民事執行法上の債権執行の手段（取立・転付）を採り得ないこととなるため、サービス提供による収益を引き当てに障害福祉・介護サービス事業者に対して融資を行う金融業者にとっては、借入金の任意の弁済がない場合に自らの債権を回収する手段が制限を受けることとなる。こうした帰結は、金融業者が貸付に消極的になることが予想され、ひいては障害福祉・介護サービス事業者の資金調達の可能性を制約するおそれもある。

### Ⅲ 本判決がもたらした課題

#### 障害福祉・介護サービス事業者の事業運営ある

いは資金調達にとって、本判決の結論が具体的にどのような影響をもたらすかについては、「代理受領方式」により支払われる金銭を担保として借入れを行うといった手法が現実を果たしている機能、ほかの資金調達方法の中でのその比重・位置付け<sup>5)</sup>を踏まえた上で検討する必要がある。この点に関しては金融取引上の観点からの議論が先行してきたように思われるものの<sup>6)</sup>、障害福祉・介護サービスの供給体制のあり方、そして供給を支える事業者のニーズ等を踏まえた上での検討が今後必要となってくるであろう。

また、これまで「代理受領方式」を用いた費用支払方式の法律関係、とりわけ市町村（あるいは国保連）と指定サービス事業者との間の法律関係をどのように解すべきかについては、先立つ裁判例も少なく<sup>7)</sup>、学説にも本格的に論じたものが少ない状況にあった<sup>8)</sup>。本判決によって、これらの論点に決着がつけられたとはいいがたく、むしろ本判決を契機として「代理受領方式」を巡る法律関係の解明が求められると言えよう<sup>9)</sup>。こうした作業は、障害福祉・介護サービス事業者の資金調達の安全性の確保、事業運営の安定、ひいてはサービス利用者の利益の保護にも資すると思われる。

<sup>4)</sup> 介護報酬債権流動化のあり方の検討については橋本（2013, pp.110-113）を参照。

<sup>5)</sup> 障害福祉・介護サービス事業者の借入れによる資金調達方法としては、独立行政法人福祉医療機構による福祉貸付事業（独立行政法人福祉医療機構法12条1項1号ないし5号参照）による経営資金の貸付が、比較的低利で借入れ可能なこと、また償還期間も比較的長期に設定されること等の面から重要な位置付けを持っていたものと思われる。ただし、借入れを行う場合には土地及び建物の担保提供が原則として必要であり（独立行政法人福祉医療機構（2017）p.8）、担保に供する土地や建物を有しない小規模の事業者にとっては利用が困難であった可能性があるほか、借入れの目的が明確でなければならない等の制約もあり、短期の運転資金の調達という点では有用ではなかった可能性がある。このほか民間金融機関による融資等の利用実態なども含め、サービス提供による収益を担保にした資金調達が果たす役割を見極める必要がある。

<sup>6)</sup> 本判決の評釈の多くが金融関係の法曹実務家によるものであることが物語っている（例えば、山口（2016, pp.34-39）、根津（2016, pp.32-35）、須藤（2016, pp.50-58））。

<sup>7)</sup> 介護保険法上の「居宅介護サービス費」に関して、東京地判平成20年2月22日裁判所ホームページは、傍論ではあるものの、同法41条6・7・9項に言及しつつ、「法は、居宅要介護被保険者が指定居宅サービス事業者から指定居宅サービスを受けたときには、当該居宅要介護被保険者が居宅介護サービス費の支給を受ける権利を取得するとともに、当該権利の存在を前提として、当該指定居宅サービスを提供した指定居宅サービス事業者にも、当該居宅介護サービス費に係る固有の支給請求権が発生する場合がある旨を定めている」とする。しかしながら、いかなる場合に「指定居宅サービス事業者にも、当該居宅介護サービス費に係る固有の支給請求権が発生する」のかは明言されていない。

<sup>8)</sup> 例外として、小島・山口（2002, pp.172-173（小島晴洋執筆））。とりわけ、小島（2007, pp.263-291）は、この問題をはじめて意識的かつ本格的に論じた論考といえる。

## 参考文献

- 小島晴洋 (2007) 『『事実上の現物給付』論序説』菅野和夫・中嶋士元也・渡辺章編『友愛と法—山口浩一郎先生古稀記念論集』信山社。
- 小島晴洋・山口浩一郎 (2002) 『高齢者法』有斐閣。
- 須藤克己 (2016) 「指定障害福祉サービス事業者の国民健康保険団体連合会に対する介護報酬請求に関する一考察—大阪高判平27.9.8を題材として」『金融法務事情』No.2045。
- 独立行政法人福祉医療機構 (2017) 「福祉貸付事業 融資のご案内 (平成29年度)」<http://hp.wam.go.jp/Portals/0/docs/gyoumu/fukushikashitsuke/H29/h29fukushiyushinogoannai.pdf> (平成29年6月28日最終確認)。
- 根津宏行 (2016) 「大阪高判平27.9.8に対する最高裁判例からの検討および実務対応」『金融法務事情』No.2039。
- 橋本円 (2013) 「診療報酬債権の流動化の概要と介護給付費債権流動化への応用」『事業再生と債権管理』No.139。
- 福永肇 (2006) 「診療報酬流動化スキーム」『病院』第65巻第9号。
- 堀田真理 (2011) 「診療報酬債権流動化をめぐる現状と課題」『経営論集』第77号。
- 村山浩 (2009) 「病院の資金調達の課題と多様化の必要性」『病院』第68巻第5号。
- 山口明 (2016) 「介護給付費債権を裏付けとする流動化スキームに関する一考察」『金融法務事情』No.2037。
- 山下慎一 (2016) 「障害者総合支援法上の法定代理受領とサービス事業者の債権—社会保障法学の観点から—」『金融法務事情』No.2053。

(はやし・けんたろう)

<sup>9)</sup> 本判決を契機として、社会保障法学の立場から山下 (2016, pp.36-44) がこの論点を掘り下げており、注目される。